条の18第５項」に、「４～５　（略）」を「４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。５　（略）」に、「８～11」を「８～12」に改める。

（核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正）

第二十二条　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則の一部改正）

第二十三条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則（平成十五年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第10項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第11項」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則の一部改正）

第二十四条　試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則（平成十五年文部科学省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第10項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第11項」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第二十五条　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二中「省令」を「規則」に改める。

別表中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第二十六条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改め、「昭和三十二年法律第百六十六号。」を削る。

第二条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第三条第一項第二号ロ⑴中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同条第二項中「昭和三十二年政令第三百二十四号。」を削り、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第四条第三項中「、副本二通」を削る。

第九条の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書（法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第十五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

第十五条第二項中「次の各号に掲げる事項について」を削り、「その他」を「その他の」に改め、「適合していることを説明した書類」の下に「並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類」を加え、同項各号を削り、同条第四項中「、副本二通」を削る。

第十六条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第十六条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第十六条第三項中「、副本二通」を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条中「並びに」を「及び」に、「前条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号までに掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の四号を加える。

一　非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。以下同じ。）の作動検査

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三　主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四　廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

第二十二条の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第二十九条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改める。